

第 3 期 篠栗町教育大綱



令和 5 年 4 月策定
篠栗町教育委員会

篠栗町教育大綱

１ はじめに

（１）教育大綱策定の背景と趣旨

平成２７年に改訂された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされました。

篠栗町では、令和５年３月に第７次篠栗町総合計画（まちづくり 未来チャート）が策定され、それを基に地域の教育課題や目指すべき姿を明確にし、町民の皆様の意向や地域の実情を反映した教育行政を推進するために、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を重ね、平成３１年４月に、第２期篠栗町教育大綱、令和５年４月に、第３期篠栗町教育大綱を策定しました。

第７次篠栗町総合計画は篠栗町の目指す将来像とそれを実現するための基本目標で構成されています。総合計画は新たな時代環境に即した独創性と実効性のある計画として策定され、篠栗町の今後の「未来チャート」となるべく、子どもたち世代が親世代となる３０年先を見据え、「住民・行政の協働の方向性」を指し示し、「共感・共有できる目標」であるとともに効果的な施策を盛り込んだ、実効性のある指針として策定されています。

近年の情勢変化として、国外では、国境を越えた国同士の対立や民族紛争や、気候変動問題をはじめとするグローバルな課題の克服への貢献等が問題としてあがっています。また、国内では、刻々と変化するコロナ感染症への対応、少子化、エネルギー問題への具体的改善策が盛んに論じられています。

このような情勢下において、OECD は子どもたちの“well-being”（健やかさ、幸福度）とは、「幸福で充実した人生を送るために必要なものとして、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義しました。そのため、“well-being”（健やかさ、幸福度）を高めるためには、『どんな資質・能力が必要なのか、そのために、どのような創案を地域に発信していけばよいのか』を整理することは、喫緊の課題です。

また、内閣府が示している、Society5.0 を具体化していくことの必要性や、その際、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の実現も忘れてはなりません。

篠栗町教育委員会といたしましても、以上のような教育動向を適確に捉え子どもたちが予測不可能な時代を生き抜くための資質能力を培うことを主眼として、この第３期教育大綱を策定した次第です。

第7次篠栗町総合計画では8つの基本目標が掲げられていますが、教育分野においては、「多様性を認め合い、健やかにいきいきと暮らせるまちに」「夢を持ち、健やかな子どもの笑顔を育むまちに」「豊かな心を育む喜びとふれあいのまちに」を教育大綱の基本目標とします。

第7次篠栗町総合計画 本町の目指すまちの姿
「人と人 人と自然がつながる喜びのまち」

○ 第7次篠栗町総合計画8つの基本目標

- 基本目標1 自然と共生し、持続可能性を創出するまちに
- 基本目標2 安全で安心して暮らせるまちに
- 基本目標3 みんなが快適に暮らせるまちに
- 基本目標4 多様性を認め合い、健やかにいきいきと暮らせるまちに
- 基本目標5 地域の資源を生かし、にぎわいと産業を創出するまちに
- 基本目標6 夢を持ち、健やかな子どもの笑顔を育むまちに
- 基本目標7 豊かな心を育む喜びとふれあいのまちに
- 基本目標8 町民の喜びを実現する行政経営のまちに

○ 教育大綱の基本目標と重点施策

- 基本目標4「多様性を認め合い、健やかにいきいきと暮らせるまちに」
【重点施策】⑨高齢者・障がい者福祉の充実 ⑪人権対策の推進
- 基本目標6「夢を持ち、健やかな子どもの笑顔を育むまちに」
【重点施策】⑯子育て支援の充実 ⑰幼児教育と学校教育の充実
⑱子どもの権利をまもる家庭支援の推進
- 基本目標7「豊かな心を育む喜びとふれあいのまちに」
【重点施策】⑲生涯学習社会の推進 ⑳青少年の健全育成
㉑みんなのコミュニティづくり

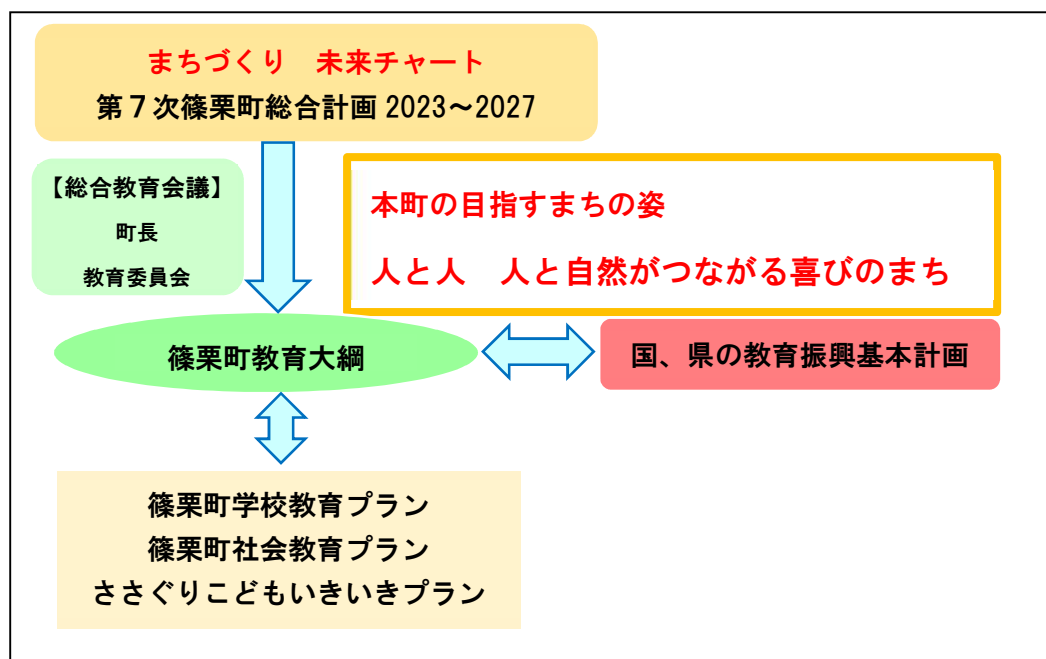
【参考】

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

（２）教育大綱の位置づけ

この大綱は、篠栗町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第７次篠栗町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示し、篠栗町教育委員会が策定する「篠栗町教育振興基本計画（学校教育プラン・社会教育プラン・こどもいきいきプラン）」と連動するものです。



（３）教育大綱の実施期間

本大綱は、2023年度から2027年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

（４）教育大綱に基づく施策の実施

町は、本大綱に掲げる基本目標の達成に向け、「学校教育」、「社会教育」、「子ども育成」の重点目標とその方向性を掲げ事業を実施します。

また、その実施に当たっては、篠栗町教育委員会が定める「篠栗町教育振興基本計画（毎年度作成）」と連動させ、篠栗町の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

令和	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)
総合計画	第6次篠栗町総合 計画2018～2022		第7次篠栗町総合計画 2023～2027				
教育大綱	第2期篠栗町教育 大綱 2019～2022		第3期 篠栗町教育大綱 2023～2027				
篠栗町 教育振興 基本計画	R3 学校教育 プラン	R4 学校教育 プラン	R5 学校教育 プラン	R6 学校教育 プラン	R7 学校教育 プラン	R8 学校教育 プラン	R9 学校教育 プラン
	R3 社会教育 プラン	R4 社会教育 プラン	R5 社会教育 プラン	R6 社会教育 プラン	R7 社会教育 プラン	R8 社会教育 プラン	R9 社会教育 プラン
	R2～R6 こどもいき いきプラン				R7～R11 こどもいき いきプラン		

2 基本目標

ふるさと

郷土と人を愛し、持続可能な篠栗の未来を切り拓く人づくり

～生涯にわたる教育支援を通して～

篠栗町は、豊かな自然、悠久の歴史と文化、そしてなによりも協働の町づくりに代表される地域コミュニティを備えています。

令和3年6月には、「町民の命を守るささぐりづくり」～誰も孤立させないまちに～条例を制定し、町民一人一人の存在を大切に、町民同士の絆を強くしていくことを宣言いたしました。さらに、Society 5.0(超スマート社会)の世界に向けて、SDGsの達成と本町がめざすゼロカーボンシティの実現に向けて、人財の育成が重要であると考えます。そのためには、乳幼児から高齢者まで生涯にわたる教育支援が不可欠であり、そのためのシステムを整えることで、人財の育成に努めます。

基本目標の策定にあたっては、「国の次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）」及び福岡県学校教育振興プラン（令和4年3月改定）を参酌し、「まちづくり 未来チャート」第7次篠栗町総合計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）に掲げる8つの基本目標（重点施策）のうち、教育分野に関する基本目標（基本目標4：多様性を認め合い、健やかにいきいきと暮らせるまちに。基本目標6：夢をもち、健やかな子どもの笑顔を育みまちに。基本目標7：豊かな心を育む喜びとふれあいのまちに。）および「町民の命を守るささぐりづくり」条例（令和3年6月制定）を本大綱の基盤としています。

- (1) 学校教育においては、人と人との絆を大切に、持続可能な社会を築くための学力・体力・豊かな心を育てるとともに、非認知能力の育成をめざします。そのために地域との連携を強化し、個別最適な学びと協働的な学びを推進します。また、生徒指導や特別支援教育など学校支援の体制を整え、教職員の働き方改革や

GIGA スクール構想などの新たな教育課題解決に努めます。

学校教育指針を「共に学び、共に育ち、心豊かで持続可能な未来を拓く篠栗っ子の育成」とし、「共育」と称することとします。

「共育」では、幼稚園を始めとする保育関係施設から小学校、中学校の全時期を通して（幼保小中一貫教育）、対話などの人との関わりによって発達段階に応じた課題を学び合います。人との関わりとは、保護者、保育者、教師、地域住民を始めとした多様な立場の人が連携して学び合うことです。

(2) 社会教育においては、誰でも気軽に参加できる生涯スポーツや文化芸術活動を通して、その成果を地域に生かせる生涯学習社会づくりをめざします。地域と学校を結びつける地域学校協働活動を推進することで、学校に対する多様な支援活動と学校から地域への貢献活動を実現し、地域と学校双方が活性化する協働のまちづくりを図ります。また、全ての住民の正しい人権意識を培い、差別や偏見のない社会および全ての子どもたちを篠栗の宝と捉え、各組織、団体の垣根を越えて子どもの成長を喜び合える社会の実現に努めます。

(3) 子育て支援においては、2020年度策定の「ささぐりこどもいきいきプラン」の中間見直し（2022年）をうけて、こどもの養育にかかわるすべての住民が安心して子育てができるよう、様々な子育て支援事業を行います。関係機関との情報共有とその内容を迅速に記録する児童家庭相談システムを活用し、虐待事案等への適切な対応を可能にします。

子どもの権利を守る家庭支援の充実のため、子どもの意見が反映される体制づくりを目指すとともに、子育てに不安を感じる保護者に寄り添う支援を推進し、すべての子どもたちが健やかに成長していくための切れ目ない支援サービスに努めます。

3 学校教育で重点的に取り組む施策

学校教育においては、福岡県教育大綱において、「社会的自立の基盤となる、学力・体力・豊かな心を培うとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる」という目標が掲げられました。そこで篠栗町では、学校教育指針を「共に学び、共に育ち、心豊かで持続可能な未来を拓く篠栗っ子の育成【共育】」をめざして取り組んでいきます。

施策の柱	重点的に取り組む施策
(1) 学力の向上	1) 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 2) 小・中学校の一貫した学びの充実や補充学習等の推進 3) 共に学び合う、対話活動の充実 4) 実効性のある検証改善サイクルの確立
(2) 体力の向上	1) 運動やスポーツをする習慣を図る取組の強化 2) 持続可能な運動部活動の推進 3) 活力ある生活の基礎を培う健康教育の推進
(3) 豊かな心の育成	1) 非認知的能力を育成する「鍛ほめ福岡メソッド」の推進 2) 子どものICT環境の変化に対応した情報モラル教育の充実 3) 「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の推進 4) 自他の人権を守ろうとする実践力を育成する教育の推進 5) 「あいさつの日」の全校的な取組の実施
(4) 保幼小中一貫教育と共育の推進	1) 保・幼・小・中の全期間を通して、資質能力を育む一貫教育の実施 2) 篠栗学園（篠栗中校区）、篠栗北学園（篠栗北中校区）の特色を活かし、人との関りによって発達段階に応じた課題を学び合う教育課程の創造
(5) いじめや不登校等への対応	1) いじめや不登校等に対応する学校づくりと未然防止、早期発見・早期対応 2) 不登校児童生徒に対する支援の充実 3) 支援センターのスタッフ及び支援内容の充実

(6) 特別支援教育の推進	1) インクルーシブ教育システムの構築 2) 特別支援学級在籍者の増加等への適切な対応 3) 障がいのある子どもが安心して学べる支援体制づくり
(7) キャリア教育・職業教育の推進	1) 地域・企業等と連携したキャリア教育の推進 2) 産業社会の変化や地域のニーズに対応した職業教育の充実と推進 3) 学校・地域・家庭でのキャリアパスポートの活用
(8) グローバル化・ICT機器の積極的活用等に対応した教育の推進	1) 子どもの英語力・コミュニケーションの能力の育成や異文化理解を深める取組の推進 2) 地域と協働するグローバル人材の育成 3) 子どものICT活用能力向上の推進
(9) 学校・家庭・地域の連携強化	1) CSと地域学校協働活動の一体的推進 2) 学校と家庭の連携・協働の強化 3) 子どもの放課後・休日等の活動の充実 4) 学校部活動を地域部活動へ移行
(10) 今日的な教育ニーズへの対応と教育支援	1) 篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例に基づいた支援体制の確立 2) 厳しい教育環境にある子どもへの支援
(11) 教員の指導力 学校の組織力の向上	1) キャリアステージに対応した教員研修体系の改善 充実 2) GIGAスクール構想に対応できる、教員のICT活用力の向上 3) 多様な専門スタッフによるチーム体制づくり 4) 校長がリーダーシップを発揮できる環境づくり 5) 働き方改革の推進

4 社会教育で重点的に取り組む施策

社会教育においては、子どもも大人も学びあい育ちあい、誰もが幸せを実感でき、そこに住み続けたいとすることができる「豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち」をめざし取り組んでいきます。

施策の柱	重点的に取り組む施策
(1) 生涯学習社会づくりの推進	1) 公民館を活かしたコミュニティづくり ・中央公民館主催講座や研修会の実施 ・公民分館活動支援事業の実施 2) 生涯スポーツの普及促進 ・各種スポーツ大会の開催や支援 ・スポーツに親しむ環境づくり ・指導者の養成・資質の向上を図る 3) 人権教育の推進 ・人権教育に関する学習の推進 ・人権教育学習資料の作成・提供等による人権啓発事業の実施 4) 文化芸術の振興 ・文化事業の充実と住民の文化芸術への関心を高める。 ・文化財に親しむ環境づくりを進める。 ・本に親しむ事業の開催及び環境づくりを進める。
(2) 青少年の健全育成	1) 青少年健全育成の推進 ・篠栗町青少年健全育成推進協議会を基盤とした、各団体との連携づくりを進める。 ・青少年健全育成のための校區別研修会の実施 ・子ども会リーダー研修会等による次代リーダーの育成支援 2) 学校を核とした地域づくり、子どもを中心とした地域づくりの推進 ・校區別地域づくりの推進 ・地域学校協働活動の推進 ・学校部活動の地域への受け入れ体制づくり ・校区を超えた世代交流の推進

5 子育て支援において重点的に取り組む施策

子育て支援においては、子育てに関する相談・対応体制を強化するため、こども家庭センターの設置準備を進めるとともに、子どもの貧困対策として新たに子ども食堂やフードバンク等への支援に取り組みます。

課題となっている保育所や放課後児童クラブの待機児童解消を継続的に行うため、施設の整備計画を具体化し人材の確保を促進します。

子育て家庭を地域全体で支援することができる環境整備をより一層促進し、「夢を持ち、健やかな子どもの笑顔を育むまちに」をめざし取り組んでいきます。

施策の柱	重点的に取り組む施策
(1) 保育等の環境整備	1) 放課後児童クラブの施設整備に係る計画の具体化 2) 幼稚園教諭・保育士の人材確保
(2) 子育て世帯へのサポート	1) 保護者のニーズに整合する地域子育て支援事業の充実 ・ 保育所等における一時預かり事業の展開 ・ 障がい児保育事業の充実 ・ 放課後児童クラブによる健全な育成の推進 ・ 保護者支援（ペアレントトレーニング）の推進
(3) 相談窓口の充実	1) こども家庭センターの設置及び円滑な運営 2) 子どもからの相談体制の充実
(4) 要保護児童対策	1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 2) 関係機関との連携強化
(5) 子どもの居場所づくり	1) 放課後子ども教室の拡充 2) 子どもの居場所支援事業の展開
(6) 子どもの貧困対策	1) 福岡県学習支援事業の広報強化 2) 子ども食堂やフードバンク等への支援